

< 契約書別紙 >

1. 担当介護支援専門員：氏名：..... 連絡先：0422-44-1626

2. 料 金

居宅介護支援の利用料は、法定代理受領により、当事業所に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。居宅介護支援又は予防介護支援の利用料は、下記の通りです。

(1) 介護予防支援...要支援 1・2 の場合： 4,408 円 / 月

居宅介護支援...要介護 1・2 の場合：10,700 円 / 月、要介護 3～5 の場合：13,910 円 / 月

(2) 初回加算：新規に居宅サービス計画又は介護予防サービスを作成した場合、もしくは要介護度状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合、3,210 円 / 月を加算。

(3) 医療連携加算：入院する際、利用者に関する必要な情報を医療機関に提供した場合、1,605 円 / 月を加算。

(4) 退院・退所加算()：30 日を以下の入院・入所期間を経た後の退院・退所に当って、入所施設等との連携を図った場合、当該月についてのみ 4,280 円 / 月を加算。

(5) 退院・退所加算()：30 日を超える入院・入所期間を経た後の退院・退所に当って、入所施設等との連携を図った場合、当該月についてのみ 6,420 円 / 月を加算。

(6) 認知症加算：医師等が認知症高齢者の日常生活自立度で 以上の重度と判定した場合、1,605 円 / 月を加算。

(7) 独居高齢者加算：住民票等で、独居とめられる場合、1,605 円 / 月を加算。

(8) 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算：居宅サービスから小規模多機能型居宅介護に移行する際、利用者に関する必要な情報を提供した場合、3,210 円 / 月を加算。

介護保険の適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦 1 ヶ月当たり上記の料金を戴き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日三鷹市健康福祉部高齢者支援室の窓口に出すと、差額の払い戻しを受けることができます。

3. 相談・要望・苦情等の窓口

(1) 相談・要望・苦情等は、担当介護支援専門員か下記窓口までお申し出下さい。

電話番号：0422-44-1626

受付窓口：いちよう苑 事務室

受付時間：月～土曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00

(2) 当事業所以外に、相談・苦情窓口に相談することができます。

三鷹市 健康福祉部 高齢者支援室 電話：0422-45-1151

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話：03-6238-0177

< 事業所名 > 「いちよう苑指定居宅介護支援事業所」(東京都 1373600137 号)

< 所在地 > 東京都 三鷹市 新川 1-16-21

< 代表者名 > 社会福祉法人東京弘済園 理事長 小島 紀久雄 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

平成 年 月 日 < 利用者氏名 > 印

(< 代理人氏名 > 印)